

平成25年度認定

伏屋社会保険労務士事務所

岐阜市・専門サービス業

従業員数／男性13名 女性29名 計42名 ※令和元年12月現在

エクセレント
POINT

- ①状況に応じて勤務形態を選べる「家庭重視就業タイプ」の導入
- ②家族参加型の日帰り旅行を毎年実施
- ③3日間の配偶者出産休暇を付与



女性が多い職場で笑顔が絶えない。

多様な勤務形態と育児支援

学術研究専門技術サービス業

社員の多くが女性である伏屋社会保険労務士事務所は、手厚い福利厚生と子育てしながら働ける環境が整っている。労働形態もフル

タイムで7・5時間働く正規のAタイプから、65歳以上を対象としたIタイプまでと多岐にわたる。育児復帰後も勤務形態を自由に選択できるなど、本人の意思を尊重した対応をしている。

子育て中の社員への心と体のケアとして、伏屋喜雄所長は、「毎月仕事中に30分のポディケアなどもあります」と話し、気づかいを大切にする。また妊娠中の社員には、体の負担を減らせるように、事務所からより近い駐車場の利用に配慮している。社内には子育て中の社員が多いため、自然と助け合う姿勢がうまれ、子どもの発病などによる急な休暇も取りやすい雰囲気。一年を通して家族が参加できる社内行事が多いのも特徴だ。

「業務で会社の労務管理を行っているだけに、自分の会社が見本になるように意識している。うちの



女性社員と積極的にコミュニケーションを図る伏屋喜雄所長。

会社では人間関係で悩むことがない」と誇らしく伏屋所長は話す。2016年度からは、婦人科検診（乳がん、子宮がん検診）への補助制度や、男性社員にも年5日まで利用できる有給の看護休暇を積極的に取得するよう推進しており、さらなる仕事と家庭の両立を目指す。